令和２年９月１４日

会員各位様

一般財団法人旭川市勤労者共済センター
理事長　　本田　和行
事務局長　佐藤　延郁

当年度限定新規事業についてのお知らせ（通知）

日頃より当共済センターの事業にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申しあげます。
当年度は、感染症予防対策として「集まって行う事業」については今のところ中止をしております。
それに伴い、年度後半より当年度限定で次の事業を企画しましたのでお知らせ致します。
事業名称は、**「がんばろう旭川スイーツ購入助成事業」**です。
実施事業内容につきましては、つぎのとおりです。

１．事業開始日及び終了日
令和2年10月1日（木）から令和3年3月31日（水）発行のレシート又は領収書まで申請可。申請は利用日から1年間有効で年度お一人1回になります。

２．対象店舗1件につき1度に2，000円以上の商品の購入に対して1，000円を助成します。
同一店舗又は複数店舗で異なる日の利用を通算して2，000円以上の購入は助成対象外になりますのでご注意ください。

３．商品購入時、店名入りのレシート又は領収書を「助成金請求書・助成金支払明細書」（以下「助成金請求書という」）に添付して申請してください。
「助成金請求書」の記入方法は従来通りです。（請求書と支払明細書の両方に押印をお忘れ無くお願い致します。）

※「助成種類」にはその他（　）内に「SJ」とご記入ください。
助成金請求書の利用者名は必ず会員本人の氏名をご記入ください。
※同一店舗でも利用日が異なる場合は、助成金請求書を1件ずつご記入ください。

４．追加事項として、利用者の会員番号と氏名を記入していただく書類「助成申請者氏名」を用意します。（共済センターホームページからダウンロード、共済センターにご連絡いただければFAX、郵送も致します。）。
この書類についての取扱は次のとおりとします。

A:利用者が１名の場合でもご記入ください。

B：事業所でまとめてクリスマスケーキなどを購入した場合は、「助成申請者氏名」の書類に全員の氏名をご記入ください。この場合、助成金請求書は１通で結構です。

C:事業所の複数の会員が同じ日に同一店舗を利用された場合、「助成申請者氏名」の書類に利用者名を連名でご記入ください。この場合、助成金請求書は１通で結構です。

D:事業所の会員がそれぞれ別な日、別な店舗をご利用されてそれをまとめて申請する場合。
この場合はお手数ですが、「助成申請者氏名」を各１枚、助成金請求書は各１通ずつご記入くださいますようお願い致します。

E：事業所の会員が、利用日は異なるが、同一店舗を利用した場合もＤと同様の手続きをお願い致します。

５．レシートの取扱について

A:レシートを受け取ったとき店名が入っていない場合は、店舗のスタンプを押印していただくか、領収書を発行していただくようにしてください。

B：郵送で申請される場合は、レシート又は領収書の返却の要・不要をご記入ください。

C::レシートに店名がない場合は、助成対象外になりますので、ご注意ください。

６．対象店舗は、添付別紙記載の店舗になります。
共済センターに加入している事業所から旭川菓子商工業組合及び洋菓子協会を紹介していただき、共済センターで「対象店舗」とさせていただきました。
（店舗様には事業について説明しておりませんので、対象店舗で購入した際にレシートに店名が入っていない場合は領収書の発行をお願いしていただくようにしてください。）

※旭川市で大量のクーポン券等を発行しており、店舗側で混乱することを避けるため、共済センターが独自に対象店舗を設定して実施する事業になりますので、ご理解とご協力をお願い致します。

疑問点等ございましたら、事務局　電話２３－９９９７又は Email info@a-kyousai.or.jp

までご連絡をくださいますようお願い致します